

市県民税の申告

申告が必要な人

平成20年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

◆ 営業や農業、漁業による所得・不動産所得・雑所得・配当所得・一時所得などがある人

◆ 給与所得者で：

○ 給与所得以外の所得があった人

○ 雑損・医療費・寄附金・配当などの控除を受けようとする人

◆ 国民健康保険に加入している人及びその世帯主

※ 所得のない人も申告が必要です。申告をしないと国保税等の軽減が受けられない場合があります。

申告が不要な人

◆ 所得税の確定申告をした人
◆ 一カ所からの給与収入のみで、年末調整を済ませた人
◆ 全く収入がなく、他の人の扶養親族になっている人

所得税の確定申告

申告が必要な人

◆ 給与以外の所得がある人で、一年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

◆ 給与所得者で：

○ 給与収入が二千万円を超える人

○ 給与を一カ所から受けていて、年末調整も済んでいるが、他の所得が二十万円を超える人

○ 給与を二カ所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

○ 雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅取得控除・配当控除などを受けようとする人

申告に必要なもの

◆ 印かん
◆ 所得を明らかにするもの
○ 給与や年金の源泉徴収票
○ 各種所得の収支内訳書
◆ 控除額を明らかにするもの
○ 国民年金保険料の納付証明

書

○ 生命保険料・地震保険料等の控除証明書

○ 障害者手帳

○ 医療費の領収書 など

税制改正

Q & A

Q 市県民税の住宅ローン控除はどんな人が対象ですか？

A 平成11年から平成18年までに入居した人で、住宅ローン控除の適用があり、税源移譲により所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成20年度以降の住民税から控除できるように措置されています。

Q 控除を受けるにはどんな手続きが必要ですか？

A 給与所得者の場合は、年末調整源泉徴収票と控除申告書の提出が必要です。確定申告をする予定のある人は、確定申告時に控除申告書と一緒に提出してください。（様式が違うので注意してください。）毎年3月15日（今年3月17日）ま

でお願いします。

Q 控除申告書はどこでもらえますか？

A 税務課窓口で配付しています。また、税務課のホームページからダウンロードできます。

Q 控除申告書は一度提出すればいいですか？

A お手数ですが、控除を受けるためには毎年提出をお願いします。

Q ほか以前年度と大きく変わった点がありますか？

A 減価償却制度の改正があります。平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却できることになりました。

今年例年以上に混雑が予想されます。分離課税（土地・建物・株式等の譲渡所得）がある場合は税務署での申告をよろしくお願いします。

問合せ 税務課

☎2116まで

売りたい 買いたい 貸したい 借りたい

不動産のご相談は

建設業許可(14)第2430号

宅地建物取引業免許(10)第1471号

山陽住宅株式会社

五番町5-50(税務署となり) TEL63-3663

http://www.sanyo-j.co.jp/ E-mail info@sanyo-j.co.jp

水道 下水 浄化槽 リフォーム



水廻り工事のご相談は

笠岡市指定給水装置工事事業者

笠岡市指定排水設備工事店



新興設備株式会社

美の浜29-21 TEL67-1366

夜間の修理は 090-3177-1366まで